参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意志確認書の提出を求める公示

令和7年7月7日

分任支出負担行為担当官 東京空港事務所長 松岡 慎治

次のとおり、参加意志確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、業務に必要な知的財産権及び技術情報を有している必要があることから、日本電気株式会社(以下、「特定法人等」という)を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続きに移行する。

2. 業務概要

- (1)業務名 羽田第2TSR定期分解整備作業
- (2)業務内容 本作業は、国土交通省東京航空局東京空港事務所において管理する羽田第2TSR装置(TSR-17型)のロータリージョイント 1台、方位信号発生器1台及び駆動機構1台の定期整備を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌開庁日~令和8年3月19日

3. 業務目的

本作業は、国土交通省東京航空局東京空港事務所において管理する羽田第2 TSR装置(TSR-17型)のロータリージョイント1台、方位信号発生器 1台及び駆動機構1台の定期整備を行うものである。

4. 応募要件

- 1. 基本的要件
 - [1]予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - [2]予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- [3] 東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- [4]特定法人等及び参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の 一方が更正会社または更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合、ただし(イ)については、会社の 一方が更正会社または更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- [5]警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2. 技術力に関する要件

本作業を行うにあたって、「羽田第2TSR定期分解整備作業」仕様書の内容を理解しており、作業項目毎に内容と注意事項を明記できること。

- 3. 業務執行体制に関する要件
 - (1) 契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。
 - (2) 実施体制(人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制)を明示できること。
 - 4. その他東京空港事務所長が必要と認める要件

本業務を実施するために必要な、特定法人等が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることができること。

5. 手続等

(1)担当部局

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 東京航空局 東京空港事務所 総務部 会計課 調達担当 電話(03)5757-3004

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年7月7日から令和7年7月17日まで (1)に同じ。

(3) 参加意志確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年7月17日 17:00まで (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により行うものとする。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。
- (3) 詳細は説明書による。